

平成 27 年 4 月 1 日

## 消費税免税販売制度「一括カウンター」の申請受付が始まりました ～ショッピングセンターや商店街等で更に免税制度が活用しやすくなります～

平成 27 年度税制改正により、これまで各個店ごとに行うこととされていた免税手続を第三者に委託（ワンストップ化）できるようになります。平成 27 年 4 月 1 日から、その手続委託型免税店申請の受付がスタートしました。今後、新制度を活用して免税手続の負担が軽減されることで、これまで以上にショッピングセンターのテナントや商店街の中小小売店等において免税制度が活用しやすくなります。

### 概要

このたび、免税手続を免税手続カウンターに委託することのできる「手続委託型輸出物品販売場制度」が創設されました。

手続委託型免税店では、通常の方法で外国人旅行者等に商品を販売し、免税手続を免税手続カウンターに委託できるようになり、免税手続が簡素化されます。

- ・ 輸出物品販売場制度の改正について（平成 27 年 4 月）リーフレット：

[http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/yusyutuseido\\_kaisei\\_2015.pdf](http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/yusyutuseido_kaisei_2015.pdf)

- ・ 手続委託型輸出物品販売場許可申請手続：

[http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/150331\\_02.htm](http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/150331_02.htm)

- ・ 承認免税手続事業者承認申請手続：

[http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/150331\\_03.htm](http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/150331_03.htm)

免税手続の負担が軽減され、日本全国に免税店が拡大すると、外国人旅行者への各地の特産品等の販売増加が期待されます。

### 消費税免税制度説明会の開催

地方における免税店のさらなる拡大に向け、全国の地方ブロックごとに順次、消費税免税制度説明会を開催します。詳細は、今後あらためてお知らせします。

## 参考

外国人旅行者等への消費税免税販売制度について

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/pdf/tax-free.pdf>

免税店になるには？(消費税免税店サイトへ)

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/index.html>

包装・免税店シンボルマーク Q&A

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/pdf/q-and-a.pdf>

輸出物品販売場制度に関する Q&A(国税庁 HP)

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/menzei/pdf/05.pdf>

(本資料のお問い合わせ先)

商務流通保安グループ流通政策課

電話:03-3501-1511(内線 4161~5)

03-3501-1708(直通)

中小企業庁経営支援部商業課

電話:03-3501-1511(内線 5361~6)

03-3501-1929(直通)